

②路上禁煙の推進について

名古屋市では、平成 16 年 11 月に「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」を制定し、その中で、繁華街やターミナル周辺など人通りが多く路上喫煙による危険性が高い地域（名古屋駅・栄・金山・藤が丘）を「路上禁煙地区」に指定し、地区内の喫煙を禁止しました。平成 18 年 7 月からは違反者に 2,000 円の過料を科しています。

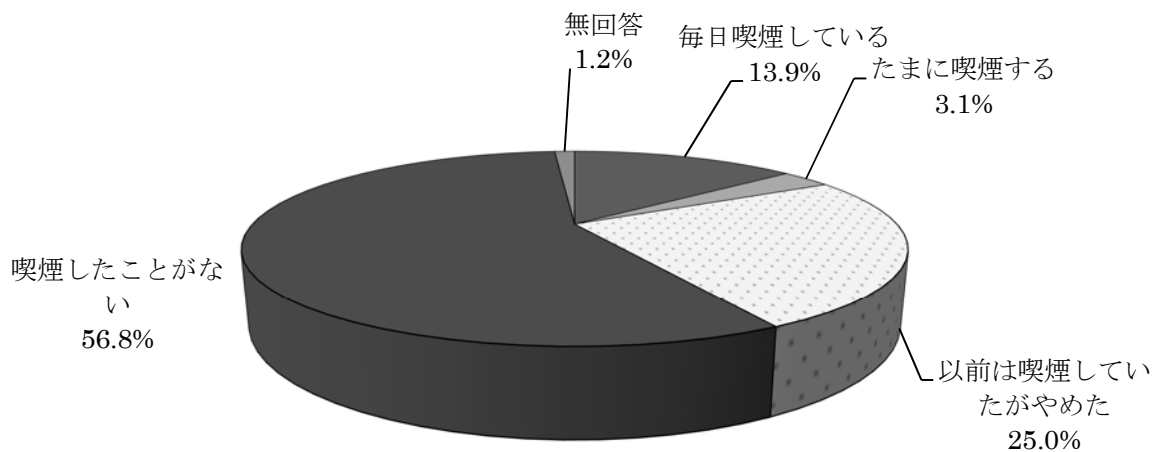
そこで、路上禁煙施策への認知度や、路上禁煙等指導員のパトロールについての考え方をあたすねし、今後の啓発方法、パトロール体制を検討するうえでの参考とさせていただきます。

※各図表の「N」は、回答者総数を表しています。

【喫煙について】

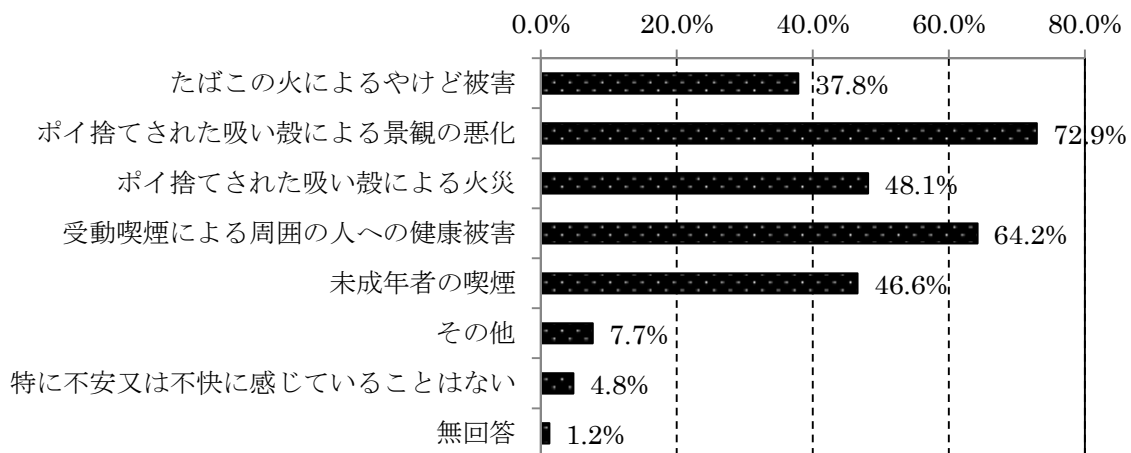
問 10 あなたは喫煙していますか。（〇は1つだけ）

N=1,044



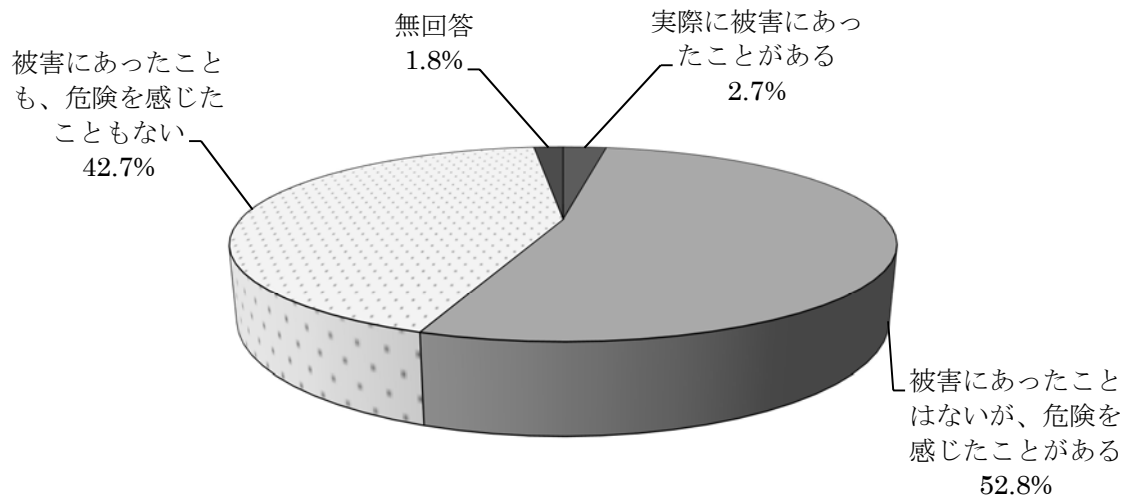
問 11 あなたは路上喫煙について、特に不安又は不快に感じていることはありますか。（〇はいくつでも）

N=1,044



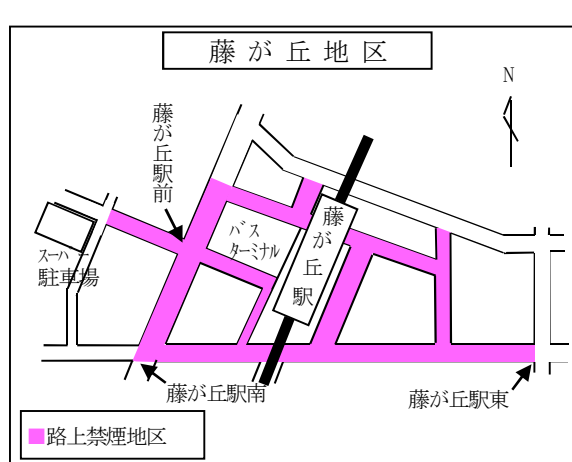
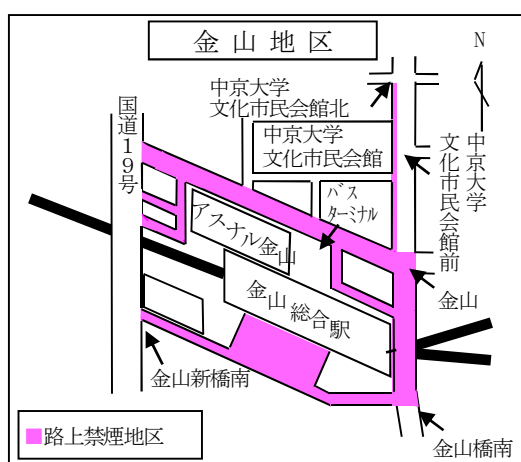
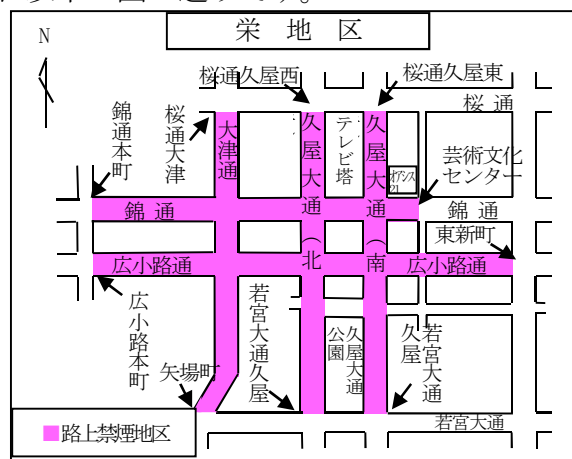
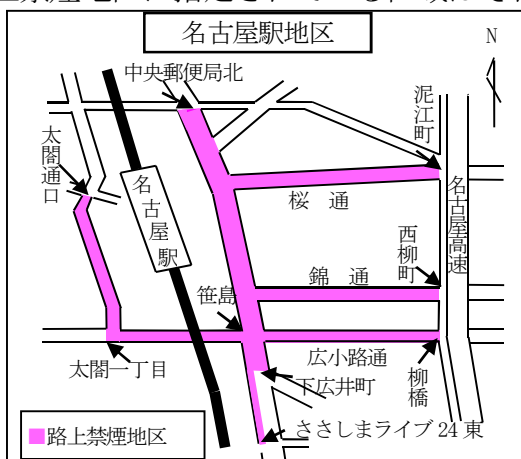
問 12 あなた自身や家族、知り合いが、最近（概ね5年以内で）路上喫煙により、やけどや衣服などを焦がしたといった被害にあったり、危険を感じたことがありますか。
(○は1つだけ)

N=1,044



【路上禁煙地区と路上禁煙等指導員のパトロールについて】

路上禁煙地区に指定されている区域はそれぞれ以下の図の通りです。



○定点調査

路上禁煙地区ごとに毎週1回、定点において喫煙率及びたばこの吸い殻数を測定し、路上禁煙地区の喫煙状況を調べています。目標値は以下のとおりです。

目標値	喫煙率※1	0.1%以下
	たばこの吸い殻数※2	55個以下

※1 喫煙率とは、路上禁煙地区内の定点で測定した一定時間における喫煙者の数を通行人数で割ったものです。(4地区の平均値)

※2 たばこの吸い殻数とは、路上禁煙地区内の一定区間で回収したポイ捨てされていたたばこの吸い殻の個数です。

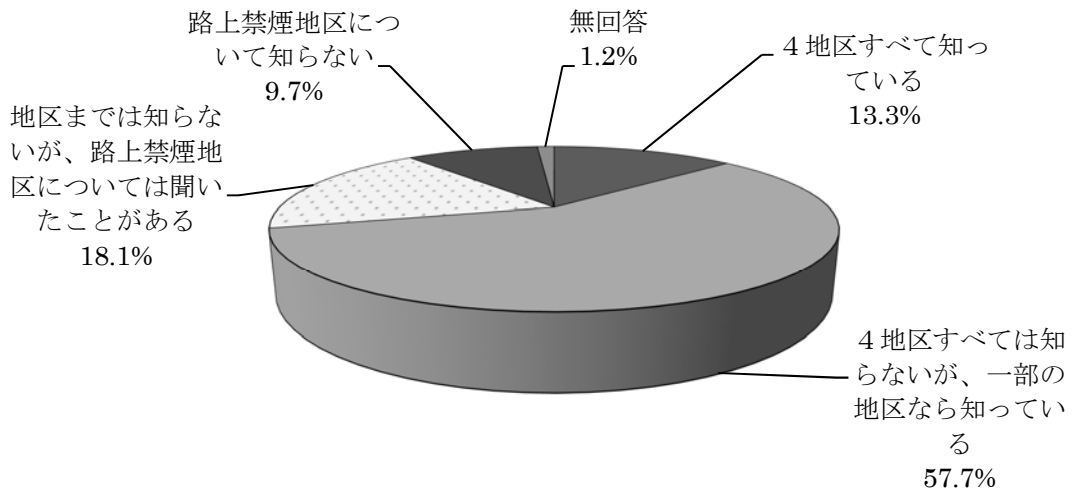
○定点調査の結果

区分	喫煙率 (%)	たばこの吸殻数 (個)
告示日前日 (H17.2.24)	4.742	553
平成20年度	0.052	158
平成21年度	0.028	115
平成22年度	0.034	132

※喫煙率は目標値を達成。たばこの吸い殻数は目標値を未達成。

問 13 名古屋市では4地区（名古屋駅・栄・金山・藤が丘）が路上禁煙地区として指定されていますが、このことを知っていましたか。（○は**1つだけ**）

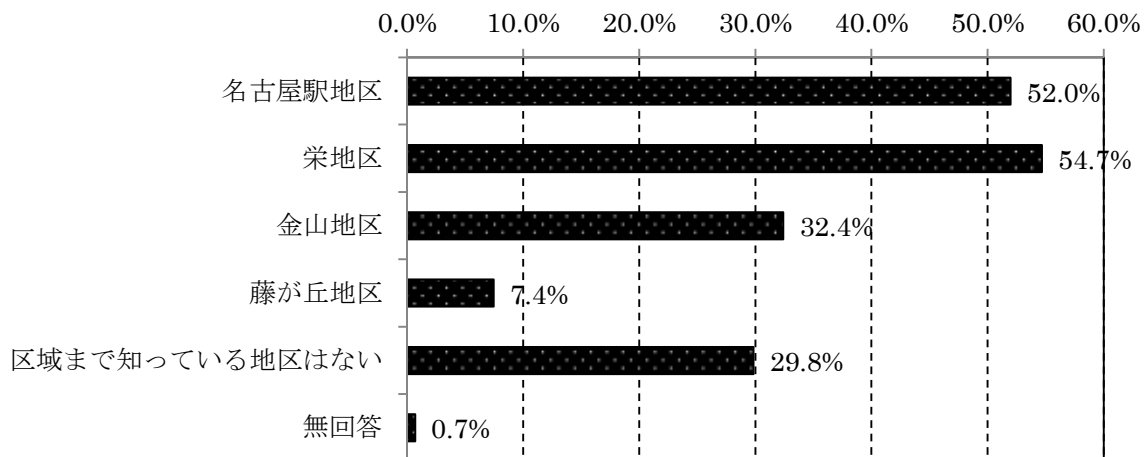
N=1,044



《問 13 で 1～2 と答えた方（路上禁煙地区を知っている方）におたずねします。》

問 14 「路上禁煙地区」は左ページの図の通りですが、区域（範囲）まで知っている地区はありますか。概ね知っている地区の番号に全て○をつけてください。（○は**いくつでも**）

N=741



《すべての方におたずねします。》

○路上禁煙地区のパトロール

路上禁煙制度ができた当初は過料徴収を行わず、路上禁煙地区のPRや啓発、またはパトロールを行っていました。

しかし、定点調査の数値の改善状況がおもわしくないことから過料徴収の実施を判断したという経緯があります。

現在、路上禁煙地区では、16名の路上禁煙等指導員（市の非常勤嘱託員）が2名もしくは3名1組でパトロールを行っています。1日に概ね4組が各々6時間のパトロールを行っています。パトロールは土日祝日も実施しています。指導員は禁煙地区での喫煙者に対し、条例の趣旨を説明し、2,000円の過料を徴収しています。

また、過料の徴収を行うことができるのは市の職員に限られております。（警察官・ボランティア・民間事業者などは過料の徴収はできません。）

○過料処分の状況

(単位：件)

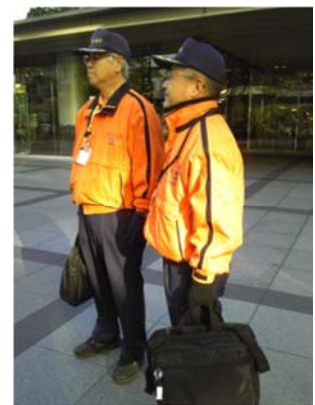
	名古屋駅	栄	金山	藤が丘	4地区合計
平成18年度(7~3月)	1,416	2,091	602	171	4,280
平成19年度	1,660	2,621	1,000	252	5,533
平成20年度	1,047	2,497	890	261	4,695
平成21年度	567	1,371	335	122	2,395
平成22年度	614	1,426	343	109	2,492
合計	5,304	10,006	3,170	915	19,395

○経費

路上禁煙制度にかかる事業費は年間 約7,200万円（平成23年度予算）です。

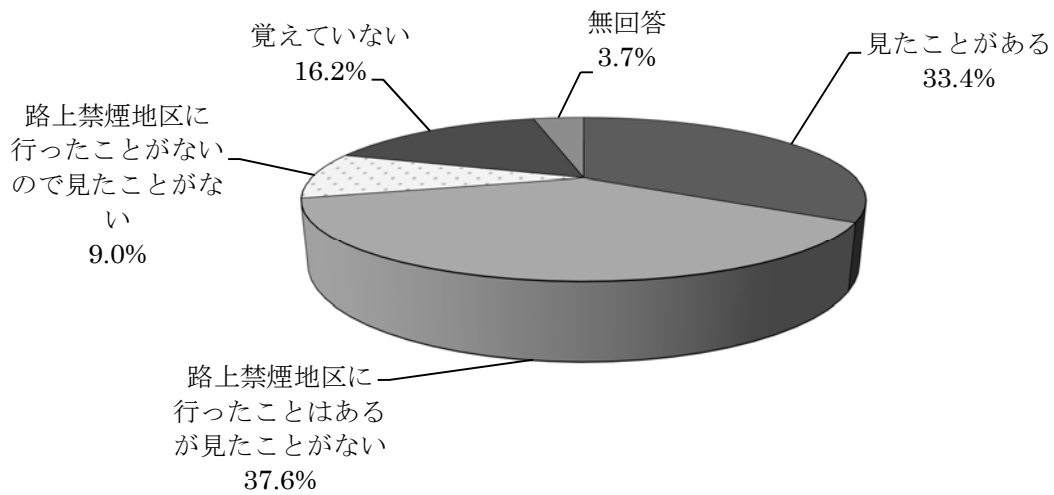
主に指導員の人件費と広報・啓発にかかる費用が多くをしめます。

【参考】路上禁煙等指導員
(右写真)



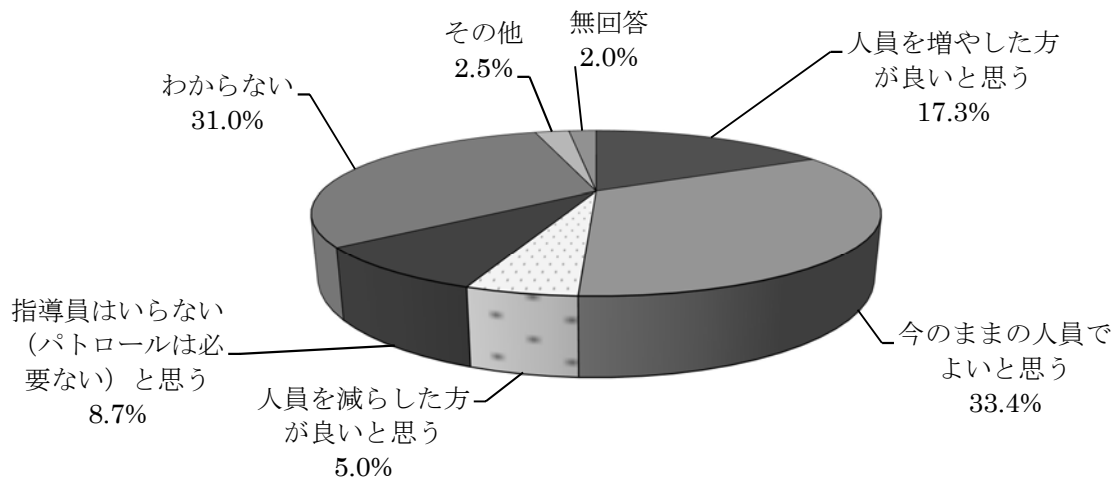
問 15 平成17年度から「路上禁煙地区」では制服を着た路上禁煙等指導員がパトロールを実施しています。あなたは、今までに指導員を見かけたことがありますか。
(○は1つだけ)

N=1,044



問 16 現在の4地区における路上禁煙等指導員の人員体制についてどう思いますか。
(○は1つだけ)

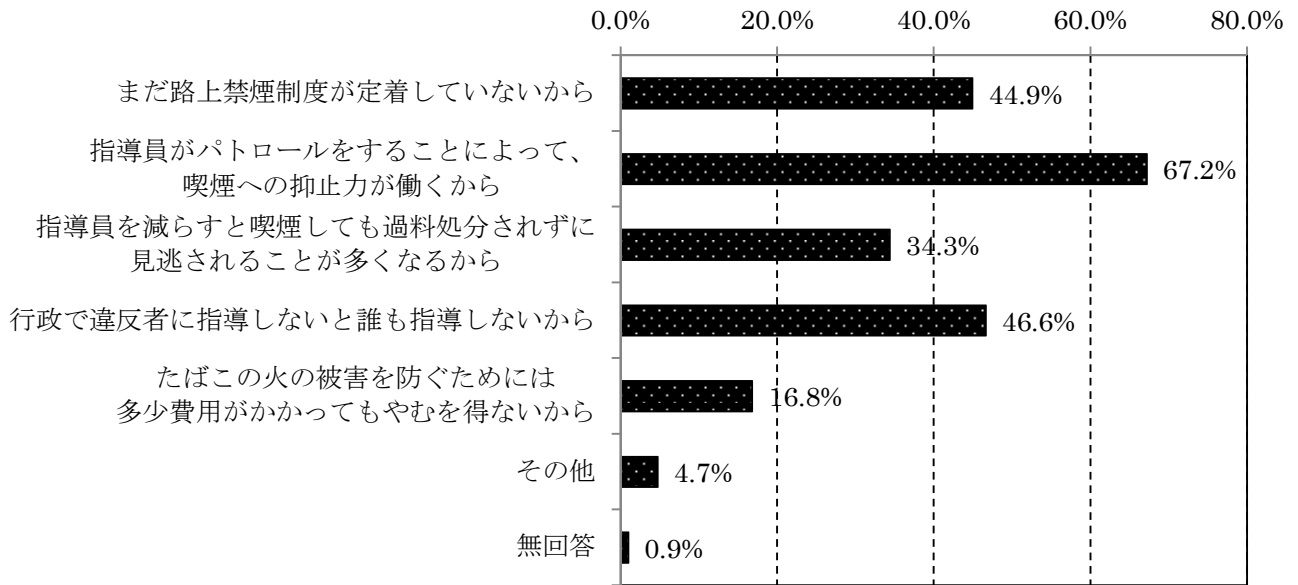
N=1,044



《問16で1~2と答えた方（人員を増やす・今のままの人員でよいと思う方）におたずねします。》

問17 なぜそのように思いましたか。（〇はいくつでも）

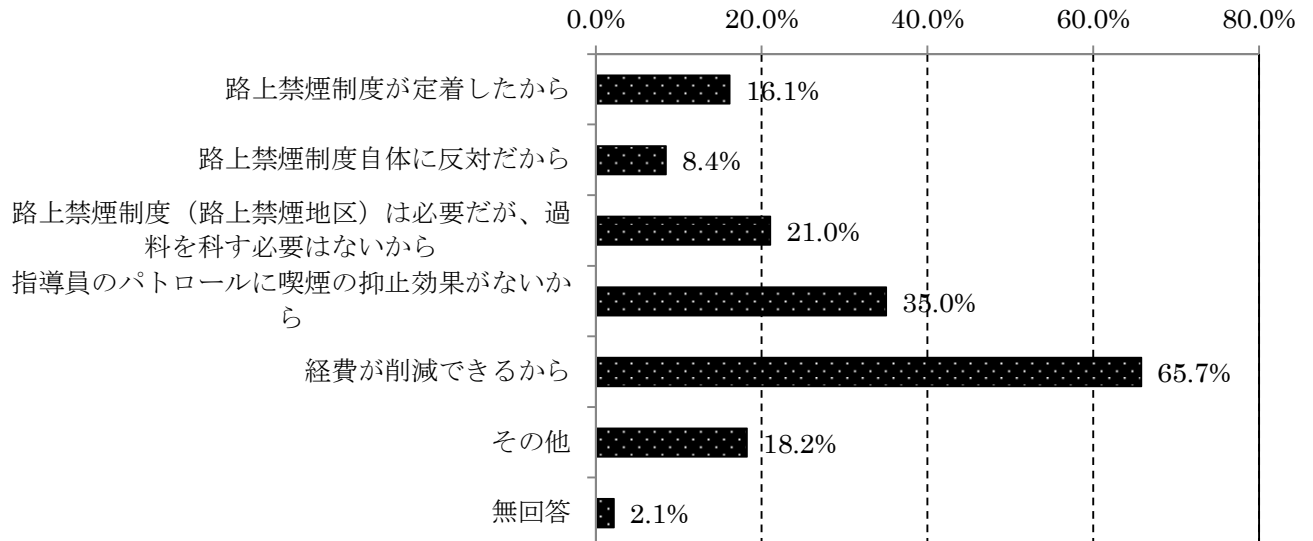
N=530



《問16で3~4と答えた方（人員を減らす・指導員はいらないと思う方）におたずねします。》

問18 なぜそのように思いましたか。（〇はいくつでも）

N=143



《すべての方におたずねします。》

問 19 「路上禁煙制度」について、ご意見・ご要望がありましたらご自由にお書きください。

- ・たばこを持つ手の位置と子供の視線が一緒でいつも危険を感じます。マナーが守れない人がいるなら全面的に禁煙にしてほしいです。
- ・間接喫煙が嫌ですし、ポイ捨てをする人が多く街も汚くなる。消さずに捨てる人もいて、火災にもなりかねないので、路上禁煙制度は良い事だと思います。
- ・とくにお金をかけて人をやとってまで指導する事でもない。他にやる事はいくらでもありタバコの問題が大問題だとは考えない。
- ・禁煙地区ではなくても路上禁煙は当然マナー。出勤途上、歩きながら喫煙する人がいますが注意できません。腹立たしく思っていますが…。
- ・制度の開始前と後では、確実に路上喫煙は減ったと実感はあり、少し改善して良かったという思いはあるが、年間事業費等の事を考えると、これ以上の人員増員や改善は難しいように思う。

ほか